

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更
- 特定計量器定期検査
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 【公告】
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
- " " "
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

地域医療推進課

〃

〃

工業技術センター

道路整備課

〃

経営支援課

〃

〃

〃

建築指導課

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和八年五月十九日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

こやま薬局・長船店

瀬戸内市長船町土師三三二―二

令和八年四月一日

芳徳薬局

美作市栄町四〇―一

令和八年四月一日

芳徳薬局 英田店

美作市福本五七二―一

令和八年四月一日

◎岡山県告示第二百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和八年五月十九日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

もろおかクリニック

瀬戸内市邑久町北島四九二一

令和八年五月一日

虹の薬局ちどり店

倉敷市水島西千鳥町三一二一ノバシテイ第一ビル一階

令和八年五月一日

くるみ薬局

瀬戸内市邑久町山田庄二二二一

令和八年五月一日

◎岡山県告示第二百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和八年五月十九日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名称 変更事項

変更前

変更後

変更年月日

イオン薬局津山インター店

医療機関の名称

イオン薬局津山店

イオン薬局津山インター店

令和八年四月一日

二

実施機関
岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

〃	〃	〃	和気町役場
〃	〃	〃	〃
〃	十四日	〃	十三日
一三〇〇〃	一〇三〇〃	一三三〇〃	一〇三〇〃
一五〇〇〃	一二〇〇〃	一五〇〇〃	一二〇〇〃

◎岡山県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 水島港唐船線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉敷市玉島乙島泉谷一七二四番一地从先 倉敷市玉島乙島惣田辻一四五九番一地从先	新	一二・五 一八・二	八五・〇
倉敷市玉島乙島泉谷一七二四番一地从先 倉敷市玉島乙島惣田辻一四五九番一地从先	旧	一四・二 一九・〇	八五・〇

◎岡山県告示第二百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	押漕皿線	津山市種字清水七五〇番一地从から 津山市種字見物場四〇七番一地从先まで	令和八年五月十九日

令和8年5月19日 岡山県公報 第12803号

〔二〇六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス鴨方店

所在地 浅口市鴨方町鴨方字鳥落通二二三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

代表者の氏名 代表取締役 北原 克哉

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

代表者の氏名 代表取締役 野々口 剛

（変更後）名称 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

代表者の氏名 代表取締役 北原 克哉

4 変更年月日

令和八年四月一日

二 届出年月日

令和八年四月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年五月十九日から同年九月十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

〔二〇七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イーストランド

所在地 津山市川崎一四七番地

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七番地

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七番地

代表者の氏名 代表取締役 日笠 晴夫

(変更後) 名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七番地

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

(変更後) 名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

4 変更年月日

令和六年五月二十五日ほか

二 届出年月日

令和八年五月七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年五月十九日から同年九月十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

〔二〇八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ノースランド

所在地 津山市上河原字上髭田一六〇番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七番地

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七番地

代表者の氏名 代表取締役 日笠 晴夫

(変更後) 名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七番地

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

(変更後) 名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

4 変更年月日

令和六年五月二十五日ほか

二 届出年月日

令和八年五月七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年五月十九日から同年九月十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

〔二〇九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ウエストランド

所在地 津山市二宮字上野七七番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七番地

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七番地

代表者の氏名 代表取締役 日笠 晴夫

(変更後) 名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七番地

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

(変更後) 名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 和也

4 変更年月日

令和六年五月二十五日ほか

二 届出年月日

令和八年五月七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年五月十九日から同年九月十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

〔二一〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年五月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字田中一一二二番一、一一二二番三、一一二三番一、一一二三番三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目一三番地一一二

高見 章郎

三 許可年月日及び許可番号

令和八年一月十三日岡山県指令建指第二三八号

〔二一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年五月十九日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字田中一一二番一、一一二番二、一一二番三、一一二三番一、一一二三番三

二 公共施設の種類

水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目一三番地一一二

高見 章郎

五 許可年月日及び許可番号

令和八年一月十三日岡山県指令建指第二三八号